

法人税 マスター講座



有価証券の取扱い



"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士 平井 满広

- 掲載テーマ
- ①譲渡損益の算定と法人税
 - ②譲渡損益の実質化と中古譲渡
 - ③譲渡料金の支払と譲渡税
 - ④譲渡損益の取扱い
 - ⑤譲渡損益の取扱い

図表1 「約定日」と「受渡日」

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| 8月26日 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 9月1日 |
| 【約定日】 | | | | | 【受渡日】 | |

【原則】: [] 内の期間をもつた取引
【特例】: [] 内の期間をもつた取引

図表2 債却原価法(定額法)のイメージ

| 1年目期首 | | 1年目期末 | | 2年目期末 | | 3年目期末 | |
|--------------|--|--------|--|--------------|--|--------------|--------------|
| 簿価 47,300 | | | | 簿価 48,000 | | 簿価 49,000 | |
| | | +1,000 | | | | +1,000 | |
| | | | | | | | 簿価 50,000 |
| | | | | | | | +1,000 |

債却原価法(定額法)とは、保有する債券の「取得価額」と「額面金額」との差額を毎期同額ずつ均等に調整する方法。たとえば、取得価額47,300円、額面全額50,000円、償還までの3年の債券の場合、簿価は上記となる。

法人税で有価証券として取り扱われるのは、公社債、株券、投資信託等です。小切手や受取手形、船荷証券(船舶が発行する貨物の引受証)等は法人税法上の有価証券には該当しません。法人税法では有価証券を次の3つに区分しています。

(1) 売買目的有価証券

短期的な価格変動で利益を得るために取引を行なう専任担当者、「証券会社のトレーディング部門等」が取得した有価証券や、専任担当者がいない場合でも短期売買目的である旨を帳簿書類に記載し、取得した有価証券等は、「売買目的有価証券」に該当します。

ただ、「企業支配株式(発行済み株式の20%以上を保有している株式等)」は除きます。

譲渡対価の額は基本的に売却代金(税法上配当と考える部分を控除した金額)となります。

譲渡原価の額は、次のいずれかの方法で算出した「1単位当たりの帳簿価額の金額」に売却した有価証券の数を乗じて計算します。

1単位当たりの帳簿価額の金額は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、同じ銘柄ごとに算出することとなります。

移動平均法

有価証券を取得するつど一直前

の帳簿価額を算出します。

(2) 総平均法

有価証券の「事業年度開始時の帳簿価額」と「期中に取得した有価証券の取得価額」を合計して平均単価を算出する方法です。

評価方法を選定しなかった場合は、移動平均法が法定評価方法となります。

有価証券の「新たに取得する有価証券の取得価額」を合計して評価方法を選定しなかった場合は、総平均法が法定評価方法となります。

有価証券を購入した場合(信用取引等を除く)

有価証券を購入した場合の取得価額は、「購入代価に購入手数料等」が該当します。

有価証券を譲渡した際は、原則、約定日(契約をした日)で譲渡損益を計上します。たとえば次のような取引形態の約定日はそれぞれ以下のとおりとなります。

(1) 証券業者等を仲介して売却する場合

証券会社を通じて有価証券を売却した場合、「取引成立日」が約定日となります。この場合、一般的には、約定日から起算して4営業日(受渡日とします)に保有する証券を引き渡して売却代金を受け取ることとなります。

(2) 相対取引(買い手に直接接続)の場合

有価証券を買い手に直接売却する場合、売買契約書の締結日のうち、「受渡日(月曜日)なら、受渡日は8月30日(木曜日)となります(図表1参照)。そのため、継続適用等の条件を満たしていれば、「受渡日」で譲渡損益を計上することも認められています。

有価証券の「譲渡損益の計算上時期」は、原則で新株の交付を受ける等の場合、基本的に取得価額は「ゼロ」となります。保有株式数は増える一方で取得価額は増えないため、平均単価(1単位当たりの帳簿価額)は低くなります。

なお、無償交付を受けたことであります。

有価証券の譲渡損益の計算方法は、「譲渡損益 = 譲渡価額 - 取得価額」で算出します。

この場合の時価は、決算日における取引所の終値(その日の最後の売買立値格)等となります。

時価評価による「譲渡損益」または「譲渡益」は、その事業年度の益金または損金の額となります。(翌年度に洗替計算を行ないます)。

(2) 売買目的有価証券以外の有価証券

売買目的有価証券は「時価法」で評価します。

この場合の原価は、決算日時点の帳簿価額(償却期限の定めがある国債や社債等の有価証券は償却株式の時価が帳簿価額の50%相当額を下回る等)は、時価評価によると評価損が認められます。

債却原価法(定額法)とは、保有する債券の「取得価額」と「額面金額」との差額を毎期同額ずつ均等に調整する方法。たとえば、取得価額47,300円、額面全額50,000円、償還までの3年の債券の場合、簿価は上記となる。

有価証券を譲渡したことにより、譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。

有価証券を譲り受けた場合の譲渡損益は、譲り受けた場合の譲渡損益を算出する方法であります。